

2022年12月12日
日弁連犯罪被害者支援委員会 黒井新

性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で検討すべき論点
利用要件について

1 資力基準

【意見】

資力基準は設けない制度が望ましい。

仮に資力基準を設けるのであれば、DV等被害者法律相談援助制度における「費用を負担させない者」と平仄を合わせ、処分可能な現金及び預貯金の合計額が300万円以下の者が利用できるものとすべきである。

そして、300万円以下かどうかの判断に当たっては、当該犯罪行為による負傷、疾病の療養に要する費用その他当該犯罪行為のために1年内に支出を要する費用を控除すべきである。

また、仮に300万円を超える資産を有する場合であっても、医療、教育、借入金返済、家賃等やむを得ない事由により生計困難な場合にはなお援助可能とする例外を設けるべきである。

2 交付制、立替償還制

【意見】

現在日弁連において実施している犯罪被害者法律援助事業においても、国選被害者参加弁護士制度においても、原則として弁護士費用の本人負担を求めておらず、犯罪被害者等が躊躇無く弁護士による法的支援を求める制度とすべきであり、少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和3年5月20日）においても、弁護士費用の援助を求めていることからすれば、当然原則交付制とすべきである。なお、被害者等が現実に示談金等を受領した場合の弁護士報酬については、受領した示談金等から控除する形で被害者等の負担とすることとすべきである。

3 利用方法

【意見】

本支援制度の利用において、被害事実、被害者の認定について一定のスクリーニングが必要と考えられ、そうであれば、被害者等から相談を受けた弁護士が支援の必要性、相当性の判断をして申込みをさせる、いわゆる持ち込み制とするのが望ましいと考える。また担当する弁護士については、国選被害者参加弁護士制度と同様に、弁護士会が一定の要件に基づいて取りまとめて作成した担当者名簿に登録された者とするのが良いのではないかと考える。